

〈研究ノート〉

オーストリアの王冠証人立法 — Schwaighoferの所説を中心に —

池 田 秀 彦

はじめに

今日、組織犯罪対策に苦心していない国はない。オーストリアでは、その刑法上の対策として、刑法41条a及び刑訴法209条a、209条bを導入している。¹⁾刑法41条aは、犯人の提供する情報が組織犯罪の解明に寄与する場合に刑の減輕を可能とする規定であり、刑訴法209条aは、検察官への協力を理由とした訴追の取りやめ、209条bは、カルテル法違反についての検察官への協力を理由とした訴追の見送りに関する規定である。この刑訴法209条a及び刑訴法209条bは、2011年1月1日に施行され、2016年12月31日を以て失効する限時法である。

本稿では、インスブルック大学のKlaus Schwaighofer教授の論文「新王冠証人規定 — 効率的な解明手段か法治国家の降伏か？」²⁾の概要の紹介を通して、オーストリアの王冠証人立法のうち特に刑訴法209条aの必要性、その是非を巡る議論、規定の概要と課題について明らかにする。同論文では、刑訴法209条bについても考察が加えられているが、同条は、上記のようにカルテル法違反に関する規定であるので、本稿では省略する。

1. 王冠証人規定の必要性³⁾

王冠証人規定は、その本質上、犯人と国家との間の合意である。大王冠証人規定の場合には、犯人は、情報提供に対して完全な免責を受ける。通常の場合において国家は、このような取引を必要としない。犯罪は、刑事訴追機関の固有の捜査能力によって解明される。目撃者が犯罪に関与していない場合には、

刑事訴追への協力への関心は、わずかしかないことは明らかである。そして、被疑者に報償が与えられることになっていないのであれば、被疑者は、当然ながら、積極的に犯罪を解明することに関心を持つことはないし、自分自身の有罪に協力することにも関心を持たない。解明に協力しようとする、犯人に対する一定の刺激は、つとにかなり以前からあったし、— 小王冠証人規定を別として— 現在もある。自白は、重要な刑の減輕事由であるし（刑法34条1項17号）、積極的悔悟及び自首の場合に、多くの犯罪の犯人は、刑が免除される。加えて、小、中程度の犯罪の場合に犯罪に対する補償は、一定の条件下で、ダイバージョン処理をもたらしうる。⁵⁾

もっとも、刑事訴追機関の固有の捜査能力によってでは犯罪が解明しがたい犯罪領域は、疑いなくある。即ち、組織犯罪の領域、汚職の領域及びカルテル法の領域である。

第一に、組織犯罪の領域である。組織が複雑な構造をもち、極めて閉鎖的な性格のため伝統的な手段を以てしてはそれに対処しがたい。そのため、立法者は、1997年に、一定の条件下で特別の刑の減輕の適用を定める刑法41条aの小王冠証人規定を導入した。⁶⁾ 成果は、周知のように非常に控え目であった。刑法41条aは、ほとんど死法といつてよく、⁷⁾ 刑訴法209条a及び刑訴法209条bの立法理由書においても刑法41条aが意図した効力を發揮することができなかつたことを認めている。その第一の理由は、刑法41条aの適用範囲が狭すぎるためであるのは確かである。その適用対象は、オーストリアで従来もかつ現在も正に控えめな役割しか果たしていない刑法277条、278条、278条a及び278条bに限定されている。第二の理由は、特別の刑の減輕の機会が潜在的な王冠証人に對してあまりにわずかな誘因しか提供しないためである。真実発見への貢献が裁判所による量刑の際に最終的に如何に評価されるかは、非常に不確かである。したがって、組織犯罪の解明の際の功績に対して王冠証人により多くの報償を与え、その報償が判決に至って初めて与えられるというわけではない、気前のいい規定でなければ、組織の周辺にいる者をして、王冠証人として協力を申し出て、犯罪者の組織構造を破る気にさせることはないであろう。⁸⁾

第二に、汚職である。司法省は、つとに2008年の刑法改正法案の中に王冠証人規定を討議案として置いた。その当時、「汚職、職務上の義務の可罰的違反及

び類似の犯罪の訴追のための中央検察官の制度と組織に関する連邦法」の制定が計画された。既にこの法案の中に、現行の刑訴法209条aに類似した規定が置かれていた。その条文（案）の適用対象は、汚職担当検察官の管轄する犯罪に限定された。専門家による審査手続において、議論的的となり、結局、法案のこの部分は、政府案には残らなかった。

しかし、その間に、圧力がより強まった。トランスペアレンシー・インターナショナル（Transparency International）は、かなり前から汚職犯罪に王冠証人規定の利用を促し、また、オーストリアの汚職の割合がヨーロッパ平均よりも高いことを公表した。汚職対策のための国連条約37条も王冠証人に関する規定を含んでいる。もっとも、加盟国にとってこの採用は、義務ではなく、単に考慮する必要があるにとどまる。

王冠証人規定は、汚職の領域に対して必要と考えられる。理由は、直接の被害者はいないため、外からは認識できないからである。贈収賄の犯人は、通例、謀議を行う。彼らは、秘密厳守が共通の利害であり、両者がその行為から利益を得るため、当然のことながら犯罪解明に关心を持つことはない。それは、従来の手段での汚職の有効な対応を困難にし、犯罪は、立証しがたい。

第三に、カルテル法の領域である。法律で禁止された合意についても、不利益を被る者は、認識できない。

2. 王冠証人規定の利点⁹⁾

上述したように、上記の犯罪領域に対しては、王冠証人規定を支える一連の論拠がある。こうした犯罪は、伝統的な法的手段を以てしては解明しがたい。それらは、秘密裏に行われる所以で、痕跡がほとんど残らないし、被害者は、自らが犯罪の被害者であることに全く気づかない。それ故に、彼らは告発もしない。法定刑を引き上げ、構成要件を拡張すること方策として考えられるが、こうした犯罪には、ほとんど効果がない。ともあれ、刑事訴追面での新しい方策は、有望である。具体的な資料がない限りにおいて、通信の傍受などの強制手段をとることはできないからである。

王冠証人への誘因によって、少なくとも複雑な網状の犯罪組織から人が離れ、

かかる犯罪が解明される可能性が生ずる。Walter Geyerは、例えば王冠証人規定を汚職対策の期待の星と名付ける。そして、大王冠証人規定の単なる存在によっても十分に一般予防的な効果を期待することができる。けだし、犯罪の全関与者は、人が犯罪組織から離れて検察官へ情報を提供する可能性があるという危険を意識しなければならないからである。

3. 王冠証人規定の欠点¹⁰⁾

(1) 批 判

第一に、法治国が刑を免ずること、犯人との取引を認めてよいかかどうかという基本的問題がある。重罪人との取引は、疑問である。周知のように上級裁判所は、取引を激しく拒否する。¹¹⁾

2008年に提案された、汚職に対する王冠証人規定は、2008年の刑法改正の政府案には採用されなかった。理由は、オーストリアの刑事手続法の基本原則と調和しないと考えられたからである。職権主義、客観主義及び公正な手続の諸原則は、このような規定に反対する。そして、組織犯罪対策のために特別な捜査処分が刑訴法に導入された連邦法の政府案において、次のような説明があった。「それにもかかわらず、被疑者がより重大な犯罪の解明に（特別に重要なものであれ）寄与する場合に完全な刑の免除を保証することは、起訴法定主義の特別な形式に鑑み、オーストリアでは考慮されない」

第二に、王冠証人規定は、王冠証人が特典を得るために他人を不當に陥れたり、中傷する危険をもたらす。それ故に、多くの論者は、他人に不利な王冠証人の供述がそもそも本質的な証明力をもたないと考える。

第三に、平等原則との関係である。王冠証人規定は、一定の犯罪または犯罪グループに対してだけ適用があるという事実に関する批判である。特定の行為者が同様に違法な結果を引き起こしたにもかかわらず、他の行為者よりもより良く扱われる場合、「不当」といわれる。例えば、オーストリアの検察官団体は、2008年刑法改正法において計画された王冠証人規定に対する態度表明において、大王冠証人規定による刑事訴追の平等性への重大な侵害の前に、疑問の余地ある犯罪領域を検討しなければならないと主張した。¹²⁾

第四に、王冠証人規定は、比例原則と矛盾する。比例原則は、当該規定が目的の達成のために、適切で、必要かつ相当であることを要求する。

第五に、ドイツにおいてnemo-tenetur原則（供述の自由）に反すると主張する論者も多い。「被疑者は、王冠証人として協力を申し出ることを強いられる」「そうしない者は、特別な嫌疑が自身にかかる」

第六に、特に組織犯罪の場合に、王冠証人規定と結びついた証人の危険と国家の保護義務である。一方において、大変に費用のかかる、警察の証人保護（住所の変更、新しい身元、転居）、他方において訴訟法上の証人保護処分、即ち、利用可能な供述をする証人の安全が問題である。

（2）反論

第一に、基本的な法治国上の疑念、即ち犯罪者との取引という問題は、完全には解消されないが、明文規定があれば抑制しうる。

第二に、誣告の危険性は、全ての王冠証人規定に内在するが、王冠証人の地位を捜査手続においてのみ認めれば、その危険性は、あまり大きくならない。というのは、捜査手続においては、供述を検証する十分な時間が残っているからである。王冠証人を公判手続においても認める場合には、審理の可能性が大きく制限されているので、これは、問題であり、手続の遅延の危険を冒すことになる。供述が後に虚偽と分かった場合に、手続を再開する可能性も、誣告の危険性を減らすであろう。それにもかかわらず、王冠証人の信用性は、特別に慎重に審査されなければならないであろう。

第三に、平等原則に関しては、特に問題を見いださない。周知のように実質的に正当な差別は、平等原則と一致する。一つの問題は、王冠証人の提供する犯罪解明への貢献が王冠証人を他の者よりもよりよく扱うことを実質的に正当と思わせるかどうかである。肯定できるであろう。法律は、209条a第2項の比較考量条項によって是認できる限界を置こうとする。もっとも、別の問題は、王冠証人規定が一定の犯罪行為に対してだけ認められるのが実質的に正当であるかどうかである。それは、捜査上の緊急状態が存在する犯罪（カルテル法違反、汚職、組織犯罪）に対して肯定されるであろう。

オーストリアの立法者は、幅広く犯罪を対象とする規定にすることを決定を

¹³⁾ した。もっとも、参審裁判所または陪審裁判所の管轄に属さず、20条aにも列挙されていないあまり重大でない犯罪は例外である。それは、より重大な犯罪の解明への社会の利益がより大きく、他の犯罪に対して一般的な違いがあるということを以て理由づけることができる。王冠証人の一定の犯罪、より具体的には、死の結果を伴う犯罪及び性犯罪に対して王冠証人規定の適用はない。その理由付けは、さほど容易でない。この犯罪類型とは取引できないとの政府案の説明は、根拠薄弱のように思える。

¹⁴⁾ 第四に、比例原則に関していえば、王冠証人規定は、この原則と調和するような内容になり得る。解明が特別に重要な、一定の犯罪類型と犯罪形式の場合に、かかる訴追手段の必要性は十分に肯定し得る。これがあてはまらない別の犯罪領域の場合には、確かにこの必要性は低い。王冠証人規定が効率性を高めるに適してもいるかどうかは、少なくとも一部経験的に証明される必要がある。この手段の適切性は、比較考量条項と場合によっては一定の犯罪類型の排除によって保証されるべきである。一方において王冠証人の供述が犯罪の解明に対して有する価値と他方において王冠証人の犯罪行為への寄与または犯罪行為との間で支持できる関係がなければならない。

第五に、nemo-tenetur 原則との関係で問題は生じない。王冠証人が自ら関与した犯罪の解明に寄与する場合には、自己に不利な供述をしなければ事は運ばないであろう。しかし、何人も王冠証人として協力を申し出ることを強制されない。国家は、強制力を行使するわけではなく — 事情によっては一定の事実上の圧力があるとしても — 何人かが特定の方向での一般的捜査を受け、そして王冠証人の報償について教えられる場合に誘因を提供するだけである。

第六に、証人の危険と国家の保護義務に関していえば、このテーマは、幸運にもオーストリアにとって特に緊急性のあるものではない。組織犯罪は、費用のかかる証人保護プログラムを必要であるほどの段階にはない。とはいっても、このテーマが完全にフェードアウトするわけではない。

最後に、多くの場合がそうであるように、長所と短所の考量が重要である。伝統的な解明手段が有効ではない犯罪領域においては、一定の短所は、受容できるものであるし、長所が明らかに優越するように思われる。

4. 刑訴法209条a¹⁵⁾

刑訴法209条a及び刑訴法209条bは、2011年1月1日に施行され、2016年12月31日を以て失効するのであるが、その間にその有効性について徹底した評価が行われた後、継続するかどうか決定されることになっている。

刑訴法209条aは、一定の措置と結びついた検察官による一時的な打切りを定めており、その関係でダイバージョンに関する章に置かれた。検察官は、209条aにより措置を講ずることができるが、その義務はない。

完全な免責を提供する伝統的な大王冠証人規定ではない。しかし、それは、現行の刑法41条aの小王冠証人規定を遥かに超える。というのは、王冠証人は、自由の剥奪を免れるからである。考慮されるダイバージョン処理は、240日分の日数罰金を限度とした金員の支払いであり、したがって、一般的なダイバージョンに比して高額であり、社会奉仕活動及び試験観察期間、場合によっては一定の義務と結びついている。裁判外の和解は、適当でないとして認められていない。

209条aによる手続の打切りは、検察官の裁量によるので、この規定は、疑いなく——裁判所が判決の中で解明への貢献を評価する——小王冠証人規定より予測可能である。しかしながら、虚偽の供述をし、刑事訴追機関を欺いた王冠証人がどのような条件の下、どのような結果を引き受けなければならないかに関する規定も、極めて明確で予測可能である。

(1) 要件

(a) 王冠証人の犯罪及び解明されるべき犯罪に関する要件

王冠証人には、まず、自らが1個または複数の犯罪を行った者しかなることはできない。この犯罪を王冠証人の犯罪ということにする。特別の取り扱いを受けうるために、王冠証人は、犯罪行為の解明のために一定の貢献をしなければならない。即ち、事実を暴露しなければならない。それを王冠証人の行動ということにする。この明らかにされる情報は、解明されるべき犯罪(Aufklärungstat)と称される犯罪行為に関係しなければならない。当然に、王冠証人の犯罪及び解明されるべき犯罪は、一致し得るし、通常は、そうであろ

う。王冠証人が解明犯罪に関与している場合には、「内部の」王冠証人 (interner Kronzeuge) と呼ばれる。しかし、209条aの文言から明らかなのは、王冠証人犯罪と解明されるべき犯罪との間に関係は必要ないということ、とりわけそれに対しては全く異なる条件が妥当するということである。

王冠証人犯罪については、あらゆる種類の犯罪が問題となり得るが、しかし、2項により二重の制約を受ける。1項による措置は、刑訴法198条2項3文の掲げる場合、即ち、人の死の結果を伴う犯罪の他、人の性的不可侵性、性的自己決定の権利を侵害しうる犯罪の場合には、その対象外である。人の死亡及び性的侵害に対する刑法上の保護は、考量の余地がない、と政府案の説明に書かれている。¹⁶⁾

この説明は、十分に納得がいくわけではないのは明らかである。209条aは、殺人の場合には適用対象外であるが、殺人未遂の場合にはそうではない。他方、過失致死の場合には、ダイバージョンは、一般的に排除される。それは、全く調和しない。性犯罪に関して刑法典の第10章のあらゆる犯罪が除外されるわけではないことは、法律の文言から明らかである。刑法207条a第2項2文の掲げる行為（犯罪団体の構成員による未成年者のポルノ図画の譲渡。1年以上10年以下の自由刑）によって行為者は、性的不可侵性及び性的自己決定に対する権利を侵害するわけではなく、行為者は、それに関与したとしても王冠証人になる。それは、犯罪団体に関して十分に意味があるように思われる。

さらに、性犯罪に関する立法者の厳格な立場は理解しがたい。大がかりな刑法217条の掲げる他国での売春行為（刑法217条）の暴露の場合には、行為関与者に王冠証人の地位を承認することによって詳細な供述をさせるのは十分に意味があるようと思われる。しかし、現行法上はできない。

もっとも、2項の制約は、王冠証人の犯罪にしか関係しないことに注意しなければならない。解明されるべき犯罪については、殺人または強姦でも全く問題ない（その犯罪に関与している者が王冠証人になることはできないのはもちろんである）。解明されるべき犯罪は、参審裁判所または陪審裁判所の管轄に属す重大な犯罪かまたは「経済犯罪及び汚職の訴追のための中央検察官」(Zentrale Staatsanwaltschaft zur Verfolgung von Wirtschaftsstrafsachen und Korruption (WKStA)) の管轄に属す犯罪でなければならない。したがって、

209条aの適用領域は、広く、被害額5万ユーロを超える全ての重大な財産犯や特別な解明の難しさがある組織犯罪、汚職のような犯罪領域にとどまらず、はるかに広い範囲を対象とする。

(b) 時期的制約

王冠証人の地位を承認するための別の条件は、時期的制約である。被疑者は、自らに対し実施される捜査手続の対象とは未だなっていない犯罪についてその情報を提供しなければならない。この場合に、解明されるべき犯罪がであることが重要である。王冠証人の犯罪について、既に嫌疑が存在する場合には、この犯罪が解明されるべき犯罪と関係しなければ209条aの適用を妨げない。もつとも、この場合には、下記に述べる自発性を欠くことにより209条aは、適用されないことになろう。

これまで被疑者に対して具体的な嫌疑がかけられていなかったが故に、解明されるべき犯罪について彼に対し未だに全く捜査が行われていないことはあり得る。しかしながら、この犯罪について彼らに対して既に捜査手続が実施されているが、彼らを王冠証人にし得るような事実が未だ知られていないことはあり得る。しかし、知られた事実についてつとに捜査されている者は、提供する情報が有益で、それにより捜査手続が著しく短縮され得るとしても王冠証人になることはできない。したがって自白をし、それによって既に嫌疑のかけられている共犯者に不利な供述をする者は、王冠証人の地位を獲得することは出来ない。

(c) 自発性

法文の「自発性」は、明確とは言い難い。王冠証人は、解明されるべき犯罪に関するその情報を自発的に申告しなければならない。王冠証人として協力を申し出る者は、ほとんどの場合、後悔の念や改心の情からではなく、ダイバージョンを受けるためであろう。

(i) 上記の時期的制約での情報の提供は、一般的に自発的であろう。このことは、いわゆる「内部の」王冠証人が秘密をばらす場合、つまり王冠証人の犯罪と解明犯罪が一致する場合には、常に妥当する。例えば、捜査機関に全く知られていなかつたか、またはなるほど既に捜査が行われてはいるが、その後に王冠証人になった者に対しては未だ行われていなかつた贈賄事件のようなケー

スである。この者は、例えば単に尋問のために証人として召喚される。贈賄事件において具体的な犯罪の嫌疑により彼に対して既に捜査が行われている場合には、時期を失しているし、その協力は、より一層自発的とはいえない。

したがって、立法者は、協力が確かに時期を失していない（即ち、その者に対する捜査手続が実施されていない）が、それにもかかわらず自発的でなく、報償されるべきでない場合も想定したように思われる。さもなければ、自発性の条件を加える必要はなかった。

例えば、証人として尋問されている中で、捜査が集中的に行われており、自己の犯罪行為への関与が露見する危険性があると気づき、この機会に王冠証人としての魅力的な特典の可能性を示唆される場合に、犯罪を暴露する供述が自発的でないかどうかは問題となるであろう。証人が157条1項1号による教示、自らに不利な供述をする必要がないという権利に基づいて犯罪の暴露を決心することが考えられるであろう。かかる情報または教示は、その後の王冠証人を非自発的なものにするわけではない。刑法16条の掲げる実行行為の中止の場合の自発性についての判例を209条aに転用してはいけない。

(ii) 第2の事例群は、王冠証人の犯罪と解明されるべき犯罪が異なるというケースである。時期的制約は、明らかに解明されるべき犯罪に関係する。王冠証人は、参審・陪審裁判所または経済犯罪及び汚職の訴追のための中央検察官の管轄に属す犯罪について具体的な嫌疑をかけられていてはいけない。

王冠証人に対して、単に王冠証人の犯罪についてだけ捜査手続が既に開始されている場合は時期的制約の問題は生じない。自発性は、解明されるべき犯罪にだけ関係する。

(d) 本質的な解明協力または探知協力

王冠証人が提供する情報は、209条a第1項1号の場合に犯罪の解明の決定的な促進に、本質的な貢献をしなければならない。

2号の場合には、犯罪団体または組織の指導者がなお活動しているか、していたかに関わりなく、それを突き止めることに対して本質的な貢献をしなければならない。

したがって、現実に、解明の成果が必要であり、成果をもたらさない単なる努力では、あまりに不十分である。加えて、1号のハードルは高く、明白とは

いえない二つの要件、即ち「本質的な貢献」と「決定的な促進」の両者が満たされなければならない。典型的な解明貢献は、王冠証人の供述に基づいて特定の者が1項の掲げる — これまで知られていなかったか、知られていたとしても解明というにはほど遠い — 犯罪を行ったという具体的な嫌疑が明らかとなり、その結果やっと刑事手続の実施及び起訴が有望になるという点にある。

既に知られている事情が確認され、または単なる周辺部の細かなことが補充されるような場合は、本質的な貢献とはいえないであろう。犯罪行為の予防、阻止のための王冠証人をオーストリア法は認めていない。

(e) 考量条項

さらに、2項は「賦課事項の履行、供述態度、特に自己の犯罪についての完全な説明及び情報の証拠価値を考慮して、被疑者が犯罪行為を実行するのを防ぐ上で刑を科することを要しないと思われる」という要件を加えている。草案には、一般予防条項が含まれていたが政府案で削除された。しかし、残った特別予防条項は、適用を極めて予測し難いものにする。賦課事項の履行、供述態度及び証拠価値という基準をどのように判断するかは、予測し難い。いずれにせよ、重要なのは、王冠証人がその自身の犯罪を余さず供述しなければならず、言い繕った供述では十分でない。

しかし、上記の基準が特別予防と結びついたということは、注目に値するようと思われる。確かに、かつて共に犯罪を行った仲間を刑事司法に委ねる王冠証人は、将来この犯罪環境に最早戻らないということが前提となる。しかし、解明されるべき犯罪及び王冠証人の犯罪は、全く別であり得る。

209条aにより、特別予防の伝統的な基準、即ち王冠証人の犯罪の重大性及びその経歴が重要でないのは明らかである。さもなければ、立法者は、2項において「……を考慮して」の前に「特に」の字句を挿入したであろう。ここにおいて解明されるべき犯罪及び王冠証人の犯罪の間のバランスが保たれているかどうかは、疑わしいように思われる。

(2) 檢察官によるダイバージョン処理

(a) 対象犯罪

上記の要件を充足する場合に検察官は、200条乃至203条、205条乃至209条に

より措置しうる。したがって、ダイバージョン処理を適用する場合に王冠証人の犯罪の訴追を取りやめることができる。多くの場合に、王冠証人の犯罪と解明されるべき犯罪は、相互に直接に関係するであろう。しかし、全く別の犯罪でありうる。例えば、次のようなケースである。

Xは、一人で凶器を用いて強盗を行ったが、目撃者に見られたかもしれないと恐れた。彼は、警察に赴いて、見聞きした贈賄事件について供述をする用意があると述べる場合に、彼は、強盗に関して209条aの恩典を受けうる——それが自発的と評価されるかどうか、特別予防的に支持されうるかどうかは全く不確かであるのは明らかである。そして、彼自身が贈賄事件に関与した場合に、同じことがあてはまる。強盗につき既にXに対して捜査が開始されていてもかまわない。けだし、解明されるべき犯罪について彼に対して未だ捜査が行われていないことだけが法文上重要であるからである。それは、合理的に思われる。けだし、全刑事手続の打切りだけが潜在的王冠証人に対して十分な刺激を提供するからである。検察官が自発性を認め、209条aにより措置する上で供述態度と証拠価値を十分なものと考えるかどうかは、当然のことだが別の問題である。

(b) 手 続

政府案の説明によれば¹⁷⁾、次の手續がとられることになる。

王冠証人に過料が課される場合には、これがまず命じられ、そして刑事訴追の仮の取り止めが宣言される（200条1項）。過料が支払われれば、209条aにより捜査手続が打ち切られる。もっとも、後の訴追は、留保される。同様のことは、社会奉仕活動及び試験期間についても当てはまる。

209条a第3項により、検察官は、賦課事項の履行により手続を留保付きで打ち切らなければならない。手続の再開は、手続を終結させる裁判の送達から14日以内に行われなければならない。205条1項1文に定められている、一般的な手続再開の可能性は、209条a4項の特別規定によって排除されている。

(c) 訴追の再開

209条a第3項により捜査手続は——ダイバージョンの履行がなされた場合でも——常にその後の訴追を留保して打ち切ることが出来る。検察官にとって訴追の再開の可能性は、4項により次の場合に存する。

犯罪解明の協力義務の違反があった場合（1号）または証拠書類または情報が誤っており、行為者の有罪に貢献しないか、または犯罪団体若しくは組織における自己自身の指導的活動の隠蔽のためにだけなされた場合（2号）

157条1項1号による証言拒否権は、王冠証人に権利はないであろう。したがって、王冠証人は、供述義務があり、かくしてその以前の供述は、公判において252条1項3号によって朗読される。さらに、「供述義務」は、解明されるべき犯罪についてだけ関係する。王冠証人の犯罪が本質的に「報償されて」供述されたことが判明する場合に、それは、手続の再開理由ではない。2号において、情報の一部が誤っていた場合にそれが如何に評価されるかという問題が提起される。ささやかな誇張は、核心領域が正しい場合には問題とならない。

判決が不利な証拠方法として被告人の供述に基づく場合に、2号の意味での有罪への貢献は常に存在する。被告人が――如何なる理由からであろうと――無罪判決を受ける場合には、有罪への貢献が存在しないのであるから、手続の再開理由となる。

（3）団体への適用可能性

王冠証人規定は団体責任法（Verbandsverantwortlichkeitsgesetz）により団体の責任に対しても適用がある旨、209条a第6項は定める。

注

- 1) 刑訴法209条a及び209条bについては、BGBl I 2010/108.
- 2) Schwaighofer, Die neue Kronzeugenregelung – effizientes Aufklärungsinstrument oder Kapitulation des Rechtsstaats?, in: 39. Ottensteiner Fortbildungsseminar aus Strafrecht und Kriminologie, 2011, 5.
- 3) 本章は、Schwaighoferの前掲論文の5頁以下に依っている。
- 4) オーストリアでは、王冠証人規定の「大」と「小」は、王冠証人が受ける法的效果の違いであり、王冠証人規定が完全な免責を認める場合には「大」、刑の減輕にとどまる場合には「小」である。Vg., Flora, in Wiener Kommentar-StGB, 2. Aufl., § 41a, Rn.1.
- 5) これについては、Bogensberger, Täterkooperation und deren Belohnung im Strafrecht, in Thanner/Soyer/Hölzl, Kronzeugenprogramme, 2009, 111, 115 ff.
- 6) BGBl I 1997/105; Oshidari, Der "Kronzeuge" nach § 41a StGB, ÖJZ 2000, 502.
- 7) Geyer/Amann/Soyer, Kronzeugenregelungen im Strafrecht, in Thanner/Soyer/Hölzl (Hrsg), Kronzeugenprogramme, 2009, 129, 151 f ; Moringer, Die

grose Kronzeugenregelung oder "Vernaderung" als Ermittlungsmethode, in Österreichische Juristenkommission, Korruption, 2009, 90, 92.

8) Ministerialentwurf eines Bundesgesetzes, mit dem das Strafgesetzbuch geändert und eine Staatsanwaltschaft zur Korruptionsbekämpfung errichtet wird (StRÄG 2008), 92/ME 23. GP.

9) 本章は、Schwaighoferの前掲論文の8頁以下に依っている。

10) 本章は、Schwaighoferの前掲論文の9頁以下に依っている。

11) 11 Os 77/04 SSt 2004/66; 13 Os 1/10m EvBl 2010/76, 516; RIS-Justiz RS0119311.

12) Stellungnahme zum Ministerialentwurf des StRÄG 2008, 12/SN-92/ME 23. GP.

13) Erläuternde Bemerkungen zur Regierungsvorlage (EBRV) zum strafrechtliches Kompetenzpaket BGBl I 2010/108 (sKp), 918 Beilage zu den stenographischen Protokollen des Nationalrates (BlgNR) 24. Gesetzgebungsperiode (GP), zu Art 2 Z 19, 20 und 32.

14) Ebenda.

15) 本章は、Schwaighoferの前掲論文13頁以下に依っている。

16) Erläuternde Bemerkungen zur Regierungsvorlage (EBRV) zum strafrechtliches Kompetenzpaket BGBl I 2010/108 (sKp), 918 Beilage zu den stenographischen Protokollen des Nationalrates (BlgNR) 24. Gesetzgebungsperiode (GP), zu Art 2 Z 19, 20 und 32.

17) Ebenda.